#### 1 構造基準等

- 1)法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準(※有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(以下、「有害物質使用特定施設等」という。)に係る構造、設備及び使用の方法に関する 基準(構造基準等))については、以下の表 1 - 1 から表 6 - 1 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。
- 2) 法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等(設置の工事がなされているものを含む。) の構造基準等については、以下の表 1 2 から表 6 2 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。

#### 2 定期点検等

- 1) 法第 14 条第 5 項の規定による点検は、目視等(目視等による方法が困難であって設備等を用いる場合を除く。以下、同じ。)により、以下の表 1-1 から表 6-1 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。法の施行の際、現に設置されている 有害物質使用特定施設等(設置の工事がなされているものを含む。)の点検については、目視等により、以下の表 1-2 から表 6-2 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。
- 2) 1) の点検により、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい<mark>若しくは又は</mark>地下への浸透(以下「漏えい等」という。)が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3) 1) の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- ① 点検を行った有害物質使用特定施設等
- ② 点検の方法及び結果
- ③ 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
- ④ 点検実施年月日
- ⑤ 点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名
- 4) 1) の点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等<u>(以下「異常等」という。)</u>が確認された場合には、<u>3) に準ずる取扱いとすることとし、記録</u>すべき事項は以下の通りとするその内容及び対応結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- ① 異常等が確認された有害物質使用特定施設等
- ② 異常等の内容
- ③ 補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
- ④ 異常等を確認した年月日
- ⑤ 異常等を確認した者の氏名

# (参考)

表1-1 床面及び周囲	表1-2 床面及び周囲(既設)	表 5 一 1 排水溝等	表 5 - 2 排水溝等(既設)
表 2-1 施設本体	表 2 - 2 施設本体(既設)	表6-1 地下貯蔵施設	表6-2 地下貯蔵施設(既設)
表3-1 配管等(地上配管)	表3-2 配管等(地上配管)(既設)	表 7 使用の方法	
表4-1 配管等(地下配管)	表4-2 配管等(地下配管)(既設)		

# 表1-1 床面及び周囲

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法	
新設 基準 A基準	1 床面及び周囲の構造 1) 有害物質使用特定施設等の本体が設置される等の設置場所の床面及び周囲は、次の①から④のいずれにも適合すること、又は⑤に適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。 ① 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造とすること。 ② 床面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性(耐薬品性)及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ③ 周囲は、有害物質を含む水の流出を防止することのできる防液堤、側溝(流出防止溝)、ためます(受槽)若しくはステンレス鋼の受け皿(以下、「防液堤等」とい	1 床面及び周囲の構造に係る点検 1) 「1 床面及び周囲の構造」の1) の①~④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 ① 床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の 1年に1回以上 有無 ② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無 1年に1回以上  なお、「1 床面及び周囲の構造」の1) の③において、同等以上の機能を有するものを設置する場合は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。	
	<ul> <li>う。)、又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置すること</li> <li>④ ③の防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。</li> <li>⑤ ①~④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ul>	① 措置に応じた定期点検の項目       点検項目に応じた頻度         2) 「1 床面及び周囲の構造」の1) の⑤に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。         ① 措置に応じた定期点検の項目       点検項目に応じた頻度	
	ただし、 ① 有害物質使用特定施設等の設置場所の床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視で容易に確認できるものである場合には上記①から⑤は適用しない。 ② 有害物質使用特定施設等に付帯する配管等(有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む。以下「配管等」という。)であって、床面から離して設置されている場合、その設置場所の床面及び周囲(有害物質使用特定施設等の設置場所の周囲を除く。)には上記①から⑤は適用しない。	3) 「1 床面及び周囲の構造」の1) のただし書きの①の場合は次 <mark>の各号</mark> に掲げる項目及び頻度で行う。 ① <u>床の下への有害物質を含む水の漏えいの</u> <del>床面の</del> 1月に1回以上 ひび割れ等の異常の有無	

# 表1-2 床面及び周囲 (既設)

Ī	既設	1既設 床面及び周囲の構造	1既設 床面及び周囲の構造に係る点検
	基準	1) 既設の有害物質使用特定施設等の <mark>本体が設置される<del>設置場所の</del>床面及び周囲は、次の各</mark>	
		号のいずれかによること。	
	A 基準	① 「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。	1) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1)の①に係る点検は、「1 床面及び周囲の
			構造に係る点検」による。
	B 基準	② 次の表のイに掲げる要件のいずれかに該当する場合には、口に掲げる基準の(1)及び	2) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1) の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目
		(2)又は(1)及び(3)のいずれかの要件に適合すること。	及び頻度で行う。
		イ (1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の	① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、 1年に1回以上
		下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構	被覆の損傷の有無
		造」に規定する基準に適合しない場合	② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の 1月に1回以上
		(2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可	有無
		能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」	ただし、上記2)の②と同等以上の点検項目及び頻度と認められる点検を行う場
		に規定する基準に適合しない場合	合には、この限りではない。
		(3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設	
		本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場	
		合	
		ロ (1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲	
		の構造」に規定する基準	
		(2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配	
		置 <u>その他のなど、</u> 漏えい等を確認できる構造とすること。	
		(3) (2)と同等以上の <u>効果を有する</u> 措置が講じられていること。	
		③ 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるよう床面から離して設置	3) 「1既設 床面及び周囲の構造」の1) の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目
		され、施設本体の下部の床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しな	及び頻度で行う。
		い場合には、施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構	① 床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、 1年に1回以上
		造」に規定する基準に適合すること。	被覆の損傷の有無
			② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の 1月に1回以上
11	I		

C 基準	2) この省令の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、上記1) の基準に適合	3)	「1既設	床面及び周囲の構造」	の2)に係る点検	ìは、次 <mark>の各号</mark> に掲げる項目	及び
	していない場合は、「1既設 床面及び周囲の構造に係る点検」の3)に定める点検を行	頻	度で行う。				
	わなければならない。	1	床面ので	いび割れ等の異常の有無	無、被覆の損傷の	1月に1回以上	
			有無				
			•				

※地下貯蔵施設については、表1-1又は表1-2にはよらず、表6-1又は表6-2による。

# 表2-1 施設本体

新設	2 施設本体	2 施設本体に係る点検		
基準		1)施設本体に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。		
A 基準	※規定せず	1	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有	1年に1回以上
			無	
		2	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有	1年に1回以上
			無	
				_

# 表2-2 施設本体(既設)

既設	2既設 施設本体	2既設	施設本体に係る点検
基準			
A 基準	※規定せず	<b>※</b> 「2	施設本体に係る点検」と同じ。
B 基準			
C基準			
	※規定せず	<b>※</b> 「2	施設本体に係る点検」と同じ。

<sup>※</sup>地下貯蔵施設については、表2-1又は表2-2にはよらず、表6-1又は表6-2による。

### 表3-1 施設本体に付帯する配管等(地上配管)

20 1		
新設	3 配管等(地上配管)	3 配管等(地上配管)に係る点検
基準	1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、次の各	1) 「3 配管等(地上配管)」の1)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度
A 基準	号のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構	で行う。
	造とするか、又は漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とすること。	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 1年に1回以上
	① 次のいずれの要件にも適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる	② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 1年に1回以上
	材質及び構造とすること。	
	イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。	
	ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。	
	ハ 配管の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること(ただし、当該	
	配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この	
	限りではない)。	
	② 有害物質を含む水の漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置するこ	
	と。	

表3-2	施設本体に付帯する配管等(既設地上配管)		
既設	3既設 配管等(地上配管)	3既設 配管等(地上配管)に係る点検	
基準	1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地上に設置され		
	<u>ている</u> する場合には、次の各号のいずれかによること。		
A 基準	① 「3 配管等(地上配管)」の1)の①に規定する基準に適合すること。	1) 「3既設 配管等(地上配管)」の1)の①に係る	点検は、「3 配管等(地上配
		管) に係る点検」による。	
B 基準	② 原則として有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるように設置してあること。	2) 「3既設 配管等(地上配管)」の1)の②に係る	点検は、次の各号に掲げる項目
		及び頻度で行う。	
		① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上
		② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
C 基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1) の基準に適合	3) 「3既設 配管等(地上配管)」の2) に係る点検	は、次の各号に掲げる項目及び
	していない場合は、「3既設 配管等(地上配管)に係る点検」の3)に <u>定める基づく</u> 点	頻度で行う。	
	検を行わなければならない。	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上
		② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

### 表4-1 施設本体に付帯する配管等(地下配管)

### 新設 基準

A 基準

#### 4 配管等(地下配管)

- 1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、次の
- ①、②、②及び③、又は④のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい 等を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認でき る構造とすること。
- ① 次の要件のうち、イからハのいずれにも、又はイ及び二に適合することにより、有害 1.2) 「4 配管等(地下配管)」の1)の①のイからハのいずれの要件にも適合する 物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。(※トレンチ内に設置 の場合)
  - イ トレンチ (細長い溝) の中に設置し、配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確 認できる構造とすること。
  - ロートレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料によるこ と。
  - ハ トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合 は、耐性(耐薬品性)及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
  - <u>ー p及びハレ同学以上の世帯が講げられているテレ</u>
- ② 次の要件のいずれにも適合すること。(※地下に埋設する場合)
  - イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。
  - ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
  - ハ 配管の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること(ただし、当該 配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この 限りではない)。
- ③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害 物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置その他のなど、漏えい等 を確認できる設備を設けること。

4 配管等(地下配管)に係る点検

場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。

1	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上
2	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
3	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有	1年に1回以上
	無、被覆の損傷の有無	

3) 「4 配管等(地下配管)」の1)の①のイ及び二の要件に適合する場合の点検 は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う

1	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上
2	<u> 「4 配管等 (地下配管) 」の1) の①の二の</u>	点検項目に応じた頻度
	要件に係る措置に応じた定期点検の項目	

24) 「4 配管等(地下配管) | の1) の2に適合する場合(2)及び3)に適合する場 合を除く。) の点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。

1	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の	1年に1回以上
	内部の水の水位の変動の確認による有害物質を	
	含む水の配管等からの漏えいの点検	
2	その他①と同等以上 <u>の効果を有するに有害物質</u>	点検項目に応じた頻度
	を含む水の漏えいが確認できる方法による点検	

3.5) 「4 配管等(地下配管) | の1) の2及び3に適合する場合の点検は、次の① 又は②、及び③に掲げる項目及び頻度で行う。

1	上記 <u>2</u> 4) の①の検査	3年に1回以上
2	その他①と同等以上 <mark>の効果を有するに有害物質</mark>	点検項目に応じた頻度
	を含む水の漏えいが確認できる 方法による点	

			検	
		3	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等	1 <u>月<mark>週間</mark>に1回以上</u>
			の有無	<u>(有害物質の濃度<mark>の測定</mark>に</u>
				よって漏えい等の有無の確
				認を行う場合には、3月に
				1回以上)
	④ その他の①、②、又は②及び③のいずれかと同等以上 <u>の効果を有するに有害物質を含</u>	<u> </u>		
	<del>む水の漏えい等を防止できる</del> 措置を講ずること。	<u>4</u> -6)	) 「4 配管等(地下配管)」の④に係る点検は、	次 <mark>の各号</mark> に掲げる項目及び頻度
		で	行う。	
		1	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
			ただし、消防法第 11 条第 5 項に規定する完成検査	を受けた日から 15 年を超えな
		V	地下埋設配管に関する点検は、次の①又は②に掲げ	<b>ずる項目及び頻度で行うことが</b>
		で	<u>きる。</u>	
		<u>1</u>	上記2) の①の検査	3年に1回以上
i		2	その他①と同等以上の効果を有する方法による	点検項目に応じた頻度
			<u>点検</u>	
				1

#### 表4-2 施設本体に付帯する配管等(既設地下配管)

表4-2	施設本体に付帯する配管等(既設地下配管)		
	4既設 配管等(地下配管)	4既設 配管等(地下配管)に係る点検	
既設	1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地下に設置され		
基準	<u>ている</u> する場合には、次の各号のいずれかに適合すること。		
A 基準	① 「 $4$ 配管等(地下配管)」の $1$ ) $0$ に規定する基準に適合すること。	1) 「4既設 配管等(地下配管)」の1)の①に係る	る点検は「4 配管等(地下配
		管) に係る点検」による。	
B 基準	② トレンチ中に設置し、漏えいを確認できる構造としてあること。	2) 「4既設 配管等(地下配管)」の1)の②に係る。	点検は、次の各号に掲げる項目
		及び頻度で行う。	
		① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上
		② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
		③ トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有	6月に1回以上
		無	
	③ 「4 配管等(地下配管)」の1)の③によること。	3) 「4既設 配管等(地下配管)」の1)の③に係る	点検は、次 <mark>の各号</mark> に掲げる項目
	(再掲)	及び頻度で行う。	
	③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置 たなかがになった。	□ □ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有	1月週間に1回以上
	置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の <u>適切な</u> 配置 <u>その</u>	無	<u>(有害物質の濃度の測定</u> に
	<u>他のなど、</u> 漏えい等を確認できる設備を設けること。		よって漏えい等の有無の確
			認を行う場合には、3月に
			1回以上)
	   ④ その他の②又は③と同等以上の効果を有する <del>に有害物質を含む水の漏えい等を防止で</del>	4) 「4既設 配管等(地下配管)」の1)の④に係る.	占松け、泥 <mark>の久里</mark> に規げる頂目
	きる措置を講ずること。	及び頻度で行う。	型体は、 入 <mark>へ 日本</mark> (こば)、 のよど日
		① 措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
C 基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1) の基準に適合	5) 「4既設 配管等(地下配管)」の2) に係る点検	は、次の各号のいずれかに掲げ
	していない場合は、「4既設 配管等(地下配管)に係る点検」の5)に <u>定める基づく</u> 点	る項目及び頻度で行う。	
	検を行わなければならない。	① 配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の	1年に1回以上
		内部の水の水位の変動の確認による有害物質を	
		含む水の配管等からの漏えいの点検	

	2	その他①と同等以上 <mark>の効果を有するに有害物質</mark> 点検項目に応じた頻度 を含む水の漏えいが確認できる方法による点検	
		·	

#### 表5-1 排水溝等 新設 5 排水溝等 5 排水溝等に係る点検 基準 1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水系統の設備(有害物質使用特定施設 等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます及び排水ポンプ等を A 基準 含む。<del>の排水系統の設備(</del>以下、「排水溝等」という。) は、次の①、①及び②、又は③ のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透を防止することがで きる材質及び構造とするか、又は地下への浸透があった場合に地下への浸透を確認できる 構造とすること。 次の要件のいずれにも適合すること。 1) 「5 排水溝等」の1) の①の基準に適合する場合の点検(①及び2)の基準に適合 する場合を除く。)は、次<mark>の各号</mark>に掲げる項目及び頻度で行う。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損 1年に1回以上 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性 傷の有無 (耐薬品性) 及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 2) 「5 排水溝等」の1)の①及び②の基準に適合する場合の点検は、次の各号に掲 ② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配 げる項目及び頻度で行う。 置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置など、地下への 上記1)の点検 3年に1回以上 浸透を確認できる設備を設けること。 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸 1月週間に1回以上 透の有無 (有害物質の濃度<mark>の測定</mark>に よって地下への浸透の有無 の確認を行う場合には、3 月に1回以上) ③ その他の①又は①及び②と同等以上の効果を有するに排水溝等からの有害物質を含む 3) 「5 排水溝等」の1) の③に係る点検は、次<del>の各号</del>に掲げる項目及び頻度で行 水の地下への浸透を防止できる措置を講ずること。 う。 措置に応じた定期点検の項目 点検項目に応じた頻度

# 表5-2 排水溝等(既設)

既設	5既設 排水溝等	5既設 排水溝等に係る点検
基準	1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝等の構造は、次の①、②、又は③のいずれかに適合すること。	
A 基準	① 「5 排水溝等」に規定する基準に適合すること。	1) 「5既設 排水溝等」の1) の①に係る点検は「5 排水溝等に係る点検」による。
B 基準	② 「5 排水溝等」の1)の②に適合すること。 (再掲)	2) 「5既設 排水溝等」の1) の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で 行う。
	② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切 な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の <u>適切な</u> 配置な	① 排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損 6月に1回以上 傷の有無
	ど、地下への浸透を確認できる設備を設けること。	② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸       1月週間に1回以上         透の有無       (有害物質の濃度の測定に
		よって地下への浸透の有無         の確認を行う場合には、3
		月に1回以上)
	③ その他の②と同等以上 <u>の効果を有するに排水溝等からの有害物質を含む水の地下への</u> 浸透を防止できる措置を講ずること。	3) 「5既設 排水溝等」の1) の③に係る点検は、次 <mark>の各号</mark> に掲げる項目及び頻度で 行う。
1		① 措置に応じた定期点検の項目 点検項目に応じた頻度
C 基準	2) この省令の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、上記 1) の基準に適合 していない場合は、「5 既設 排水溝等に係る点検」の 4) に <u>定める基づく</u> 点検を行わな	4) 「5既設 排水溝等」の2) に係る点検は、次の①及び②、又は③に掲げる項目及 び頻度で行う。
	ければならない。	① 排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損 1月に1回以上 傷の有無
		② 排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による 1年に1回以上 有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸
		透の点検   透の点検   ③ その他①及び②と同等以上の <mark>効果を有する方法</mark> 点検項目に応じた頻度   <u>による定期点検の項目</u>

### 表6-1 地下貯蔵施設

# 新設

#### 6 地下貯蔵施設

#### A 基準

基準

- 1) 地下貯蔵施設本体及び付帯する配管等のうち、地下貯蔵施設本体は、次の①及び②、① から③のいずれにも、又は④のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。
  - ① 地下貯蔵施設本体は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。
    - イ 貯蔵施設本体は、<u>タンク</u>地下室内に設置する構造、二重殻構造又はその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び料質とすること。
    - ロ 貯蔵施設本体の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること(ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない)。
- ② 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。
- ③ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の<u>適切な配置その他のなど、</u>漏えい等を確認できる設備を設けること。

④ その他①及び②、又は①から③のいずれにもと同等以上<u>の効果を有するに漏えい等が</u> <u>防止できる</u>措置を講ずること。 6 地下貯蔵施設に係る点検

1) 「6 地下貯蔵施設」の1) の①及び②の基準に適合する場合(①から③のいずれにもに適合する場合を除く。) には、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。

1	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又	1年1回以上
	は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の	
	確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本	
	体からの漏えいの点検	
2	その他①と同等以上 <mark>の効果を有するに有害物質</mark>	点検項目に応じた頻度
	<del>を含む水の漏えいが確認できる</del> 方法による点検	

「6 地下貯蔵施設」の1)の①から③のいずれ<mark>にも</mark>の基準<u>にもに</u>適合する場合には、次の①又は②、及び③に掲げる項目及び頻度で行う。

1	上記1) <u>の①</u> の点検	3年に1回以上
2	その他①と同等以上 <mark>の効果を有するに有害物質</mark>	点検項目に応じた頻度
	<mark>を含む水の漏えいが確認できる</mark> 方法による点検	
3	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏	1 <mark>月週</mark> に1回以上
	えい等の有無	<u>(有害物質の濃度<mark>の測定</mark>に</u>
		よって漏えい等の有無の確
		認を行う場合には、3月に
		1回以上)

3) 「6 地下貯蔵施設」の1) の④に係る点検は、次<mark>の各号</mark>に掲げる項目及び頻度で 行う。

① 措置に応じた定期点検の項目 点検項目に応じた頻度

ただし、消防法第 11 条第 5 項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を超えな

		い地下貯蔵タンク又は二重殼タンクに関する点検は、	次の①又は②に掲げる項目及
		び頻度で行うことができる。	
	<u>(1</u>	<u>上記1) の①の検査</u>	3年に1回以上
	2	② その他①と同等以上の効果を有する方法による	点検項目に応じた頻度
		<u>点検</u>	
2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 配管等(地上配管)」又は「4 配管等 (地下配管)」によること。		)「6 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3 検」又は「4 配管等(地下配管)に係る点検」によ	

### 表6-2 地下貯蔵施設設備等 (既設) 6既設 地下貯蔵施設に係る点検 既設 6 既設 地下貯蔵施設 基準 1) 既設の地下貯蔵施設のうち、地下貯蔵施設本体は、次の①から④のいずれかに適合するこ と。 「6 地下貯蔵施設」に規定する基準に適合すること。 (1) 1) 「6 既設 地下貯蔵施設」の1) の①に係る点検は、「6 地下貯蔵施設に係る A 基準 点検」による。 2) 「6既設 地下貯蔵施設」の1) の②に係る点検は、次<mark>の各号</mark>に掲げる項目及び 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、②及び③の要件に適合すること。 B基準 (再掲) 頻度で行う。 ① 地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏 1月週に1回以上 ② 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその 他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。 えい等の有無 ③ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切 な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切 な配置その他のなど、漏えい等を確認できる設備を設けること。 ③ 次の要件に適合すること。 3)「6既設 地下貯蔵施設」の1)の③に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げ イ 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、②の要件に適合すること。 る項目及び頻度で行う。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止することを目的として、貯蔵施設<mark>設備</mark>の内部にコ ① 地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又 1年に1回以上 ーティング<del>内面ライニング</del>を行うこと。 は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確 認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設から の漏えいの点検 その他①と同等以上<mark>の効果を有する<del>に有害物質</del></mark> を含む水の漏えいが確認できる 方法による点検 ④ その他の②又は③と同等以上の効果を有するに有害物質を含む水の漏えい等を防止でき 4) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の④に係る点検は、次<mark>の各号</mark>に掲げる項目及び <del>る</del>措置を講ずること。 頻度で行う。 措置に応じた定期点検の項目

等(地下配管)」によること。

2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3既設 配管等(地上配管)」又は「4既設 配管 │ 5)「6既設 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3既設 配管等(地上配管)

(有害物質の濃度<mark>の測定</mark>に

よって漏えい等の有無の確 認を行う場合には、3月に

点検項目に応じた頻度

点検項目に応じた頻度

に係る点検」又は「4既設 配管等(地下配管)に係る点検」によること。

1回以上)

C基準	3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1) の基準に適合し	6) 「6既設 地下貯蔵施設」の3) に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項	
	ていない場合は、「6既設 地下貯蔵施設に係る点検」の6)に <u>定める基づく</u> 点検を行わな	目及び頻度で行う。	
	ければならない。	① 上記3)の①の点検     1年に1回以上	
		② その他①と同等以上の効果を有するに有害物質 点検項目に応じた頻度	
		<del>を含む水の漏えいが確認できる</del> 方法による点検	
	4) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3既設 配管等(地上配管)」又は「4既設 配管等(地下配管)」によること。	7) 「6既設 地下貯蔵施設」の4) に係る点検は、「3既設 配管等(地上配管) に係る点検」又は「4既設 配管等(地下配管)に係る点検」によること。	

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法
新設	7 使用の方法	7 使用の方法に係る点検
基準	1) 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転は、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散し	1) 「7 使用の方法」に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。
A 基準	たり、流出したりしないよう、次の方法で行うこと。	① 使用の方法に関する管理要領からの逸脱及 1年に1回以上、使用の方
	① 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透	びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無法に関する管理要領に基づ
及び	したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。	き設定
	② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。	
既設	③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、	
基準	当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切	
A 基準	に処理すること。	
及び	2) 有害物質使用特定施設等の使用の方法(上記1)に係るものに限る。)に関する管理要領が明	
B 基準	確に定められていること。	
既設基	3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)及び2)の基準に適	2) 「7 使用の方法」の3) に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で
準	合していない場合は、「6 使用の方法に係る点検」の2)に定める基づく点検を行わなければ	行う。
一(施行	ならない。	① 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運 1年に1回以上
後3年	·6 2·6 ( )	転に伴う飛散、浸透、流出の有無
まで)		TEACH TOURING IXAA MUHHYO DAM
C基準		